第3章 国際登録出願時の手続(【MM2】様式による書面出願)

第1節 国際登録出願の手続の概要(【MM2】様式による書面出願)

- 1. 国際登録出願に必要な書類
 - ①願書【MM2】
 - ②標章を使用する意思の宣言書【MM18】(米国が指定締約国に含まれる場合は必須)
 - ③優先順位の主張【MM17】(欧州連合が指定締約国に含まれる場合であって、かつ、 欧州連合の加盟国内において自己の名をもって既に登録されている商品(役務)と同 一若しくはそれらを含む商品(役務)について、同一の標章を国際登録出願する時に、 先の商標登録の優先順位を主張する場合)

2. 出願時に行う日本国特許庁への手数料の納付

【手数料額】 国際登録出願1件につき9,000円

【納付方法】

- (1)紙による納付手続の場合、①特許印紙、②現金納付、③電子現金納付、④特許庁窓口での指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。
 - この場合、手数料納付書を作成し、国際登録出願時に提出してください。手数料納付書には、出願人の氏名(名称)、基礎出願番号又は基礎登録番号、出願人整理番号、及び提出日を記載し、特許印紙を貼付してください。特許印紙以外の方法による納付の場合は、納付方法に応じて納付を特定するための必要事項を記載してください(次頁参照)。
- (2)電子特殊申請(インターネット出願ソフト)による納付手続の場合、①予納、②電子現金納付、③口座振替、④指定立替納付(クレジットカード納付)を利用することができます。電子特殊申請により国際登録出願の願書【MM2】を提出する際、同時に、電子特殊申請上で日本国特許庁の手数料の納付手続を行う場合は、「手数料納付書」の作成は不要です。

(手数料納付書記載見本)※用紙はA4判で作成してください dd/mm/yyyy



- ※現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付済証(特許庁提出用)を 別途A4の用紙に貼り、一緒に提出してください。
- ※電子現金納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、納付番号を記載してください。

<記載例>

【納付番号】〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

※特許庁窓口において指定立替納付を利用する場合には、特許印紙の貼付に代えて、指 定立替納付の表示と識別番号を記載してください。

<記載例>

【指定立替納付】

【識別番号】000000000

3. 提出方法

①特許庁窓口、②郵送、③電子特殊申請のいずかの方法により、願書等の必要書類を特許庁に提出します。

第2節 国際登録出願の願書【MM2】の作成

1. 様式

国際登録出願の願書を書面で作成する場合は、公式様式【MM2】により作成しなければなりません。 [法施規第2条第16項]

公式様式は、特許庁のホームページ又はWIPOのホームページからダウンロードし、入手することができます。

特許庁ホームページ: https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/yoshiki/gansho.html WIPO ホームページ: https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/forms/index

2. 作成要領

次の要領に従って作成してください。

- ・ 願書の各欄の割り付け及び内容は、特許庁ホームページ又はWIPOホームページ に掲載する様式の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページに ならないように作成してください。
- ・ 国際登録出願の願書等の各様式に記載されている各欄は、使用しない又は該当しない事項であっても削除しないでください。 欄を使用しない又は該当しない場合は、空欄にしてください。
- ・ 文字、枠線及び罫線等は、タイプ印書等の機器により作成し、<u>手書きによるものは</u> <u>認められません。なお、</u>チェックボックス(「□」)内にチェックを入れる場合は、手書 きでも可能ですが(×、レ、V 等)、黒色で、明瞭に、かつ容易に消すことができな いように表示してください。
- ・ 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。
- ・ 各用紙は、容易に分離しやすく、綴じ直すことができるように、例えばクリップ等を用いて提出してください(ステープラーでは綴じない)。

3. 願書【MM2】の各欄の記載要領

- (1)「For use by the applicant: 出願人による使用欄」
 - (a)「Number of continuation sheets for several applicants:複数の出願人用の連続用紙の数」欄には追加した「CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL APPLICANTS」の枚数を記載してください。
 - (b)「Number of continuation sheets:連続用紙の数」欄には追加した「CONTINUATION SHEET」の枚数を記載してください。
 - (c)「Number of MM17 forms: MM17 の数」欄には、欧州連合を指定締約国とし、優先順位の主張をする場合に提出するMM17の枚数を記載してください。
 - (d) MM18 form: MM18を提出する場合、チェックをしてください。
 - (e)「Applicant's reference: 出願人の整理番号」には、出願人又は代理人の書類の整理番号として、ローマ字、アラビア数字若しくは「一」等による「書類記号」を記載することができます。
- (2)「For use by the Office of origin:本国官庁による使用欄」

「Office's reference: 官庁の整理番号」

この欄は、本国官庁(日本国特許庁)が「特許庁整理番号」を記載するため、出願人 又は代理人は使用できません。

(3) 1 :「NAME OF THE OFFICE OF ORIGIN: 当該官庁が本国官庁となる締約国」 [規則1(xxvi)]

この欄には、我が国の英語表記「Japan」と記載してください。

(4) **2** :「APPLICANT:出願人」

[規則9(4)(a)(i)、(ii)]

この欄に記載する出願人の氏名(名称)及び住所(居所)は、国際登録出願の基礎となる商標登録出願、防護標章登録出願、商標登録又は防護標章登録の出願人若しくは商標権者と同一人でなければなりません。

「Number of applicants: 出願人の数」 出願人が2者以上の場合、出願人の数を記載してください。

(a)「Name: 氏名(名称)」

①出願人が自然人の場合は、氏名を「姓→名」の順にローマ字で記載してください。

【例】自然人: 国際 花子

正: KOKUSAI Hanako (国際 花子/姓·名順) 誤: Hanako KOKUSAI (花子 国際/名·姓順)

※ 姓は大文字で記載するのが望ましいです。

②出願人が法人の場合は、名称をローマ字に置き換えて、音訳又は英語へ翻訳して記載してください。

【例】法人名:特許太郎株式会社

音訳: TOKKYO TARO KABUSHIKI KAISHA

翻訳: PATENT TARO Corporation

※ 海外で使用する法人名を併記することも可能です。

(例) TOKKYO TARO KABUSHIKIKAISHA

(PATENT TARO Corporation)

(b)「Address:住所(居所)」

①住所(居所)は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載し、日本に営業所を有する外国法人の場合は、<u>本社</u>の住所を記載してください。

「番地 \rightarrow 町名 \rightarrow 市名 \rightarrow 県名 \rightarrow <u>郵便番号</u> \rightarrow 国名」の順で記載してください。

- ※都府県名の末尾「-to」・「-fu」・「-ken」の記載は必須ではありませんが、北海道については「Hokkai-do」と末尾を含めて記載してください。それ以外の郡・市・区・町等については、それぞれ省略せず、「-gun」、「-shi」、「-ku」、「-cho」等まで記載してください。
- ②住所(居所)は、迅速な郵便配達の慣習上の要件を満たす方法によるものとし、 少なくとも、関連する全ての行政区画単位から成り、該当する場合は部屋番号も 記載してください。
- (c) E-mail address: Eメールアドレス

この欄には、出願人のEメールアドレスを必ず記載してください。Eメールアドレスが、WIPOのオンライン情報サービス等で公開されることはありません。

後述第4欄で代理人を選任する場合は、出願人のEメールアドレスと代理人のEメールアドレスは異なっている必要があります。出願人のEメールアドレスが記載されていなかったり、代理人のEメールアドレスと同じであったりすると、欠陥通報が届き、申請の処理が遅れます。

国際事務局からの通信は全てEメールアドレス宛てに送られます。

代理人が選任されている場合には、原則、国際事務局はすべての通信を代理人のみに送信します。ただし、下記通知については、代理人への送付に加えて、

出願人にも送付されます。

- 代理人の選任に関する欠陥がある場合(規則3(3))
- ・ 国際登録の存続期間が満了する旨の非公式の通報(議7条(3))
- 更新手数料の不足(規則30(3))
- 更新がされなかった旨の通報(規則31(4))
- 代理人の取消が代理人によって申請されている場合(規則3(6)(d))
- (d)「Telephone number: 電話番号」

この欄には、出願人の電話番号を、「**国コード**→地域コード→加入者番号」順に記載してください。地域コードの頭の「0」は省略します(東京の場合「03」→「3」)。

【例】81-3-△△△△-△△△ 日本国-東京-出願人の加入者番号

- (e)「Nationality or legal nature and State of organization: 国籍又は機関の法的性質及び国」
 - ①この欄は、特定の指定締約国(例えば、米国)により要求される場合に記載が必要です。表示が記載されていない場合、特定の締約国において保護が拒絶される可能性があります。したがって、この欄の記載は必須ではありませんが、記載しておくことが推奨されます。
 - ②出願人が自然人であるときには、国籍を有する国名を記載します。出願人が法人であるときには、法人資格を得た国名とともに、法人の種類(法的性質)を例えば「Corporation」のように記載します。なお、指定締約国としての米国においてどのような表示が法的性質として認められるかについては、WIPOが発行する「MADRID HIGHLIGHTS / MARCH 2015 / SPECIAL EDITION (https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/docs/madrid_highlights_special_edition_uspto.pdf)」や、「USPTO Trademark Manual of Examining Procedure (https://tmep.uspto.gov/RDMS/TMEP/current)」等において御確認ください。

「Correspondence details (optional):通信の詳細」

(f)「Preferred language for correspondence:通信用選択言語」

国際事務局から出願人(名義人)へ発信される通知の言語を選択します。チェックがない場合は、国際出願の言語、すなわち英語が適用されます。

出願人(名義人)が、仏語又はスペイン語による通知を希望する場合は、「French」 又は「Spanish」の口内にチェックを入れてください。

(注意:国際事務局から転送される各指定締約国からの暫定的拒絶通報等の通信は、 国際事務局が各指定締約国から受信した言語のまま送付されます。)

[規則6(2)(iv)]

(g)「Alternative address and e-mail address for correspondence: 通信のための宛先及びEメールアドレス」

この欄は、国際事務局との通信で、上述(b)欄に記載した住所や(c)欄に記載したE メールアドレスとは異なる宛先への通信を希望する場合に、(g)(i)にその住所を、 (g)(ii)にそのEメールアドレスを記載してください。 (例えば、(b)欄に記載の本社住 所とは別に、特別に「知財部」や「研究開発部」等の部署に通信を希望する場合にこ の欄を御利用いただくことができます。)

- ①複数の出願人が異なる宛先を有する場合でも、通信のための宛先は1つに限られます。
- ②「通信のための宛先」が表示されていない場合は、日本国特許庁及び国際事務 局は、国際登録出願の願書に最初に記載された出願人(代理人がいる場合は 代理人)の住所(居所)に書類を送付します。
- ③「通信のための宛先」の宛名は、第2欄(a)に記入した出願人名(個人名又は法人名等)で記録されます。出願人名と「通信のための宛先」の宛名が異なる場合には、「通信のための宛先」の宛名も記入してください。
- ④Eメールアドレス については、(c)欄自体が通信の目的で記載するものなので、 連絡を受けたいEメールアドレス1つを(c)欄に記載していただければ(g) (ii)欄は 空欄で構いません。
- (5) 3 :「ENTITLEMENT TO FILE: 出願の資格」 [規則9(4)(b)]
 - (a)対応する

 □又は欄に表示してください。
 - (i)欄は、第2欄(a)に記入した出願人が日本国民(法人、自然人)である場合には、 □内にチェックを入れてください。
 - (ii)欄は、第1欄にいう締約国がEUなどの「機関」である場合に用いるものであり、 我が国は該当しません。
 - (iii)欄は、出願人が外国人(自然人)であって、現実に日本国内に居住している場合には、□内にチェックを入れてください。
 - (iv)欄は、出願人が外国法人であって、第2欄(b)に記載した出願人の本社の住所が日本国内ではないが、日本国内に現実にかつ真正の工業上又は商業上の営業所を有している場合には、□内にチェックを入れてください。
 - (b)出願人が外国人(法人、自然人)であって、第2欄(b)における出願人の住所が、第1欄にいう締約国と相違する場合には、以下の欄に記載してください。

- (i)欄は、第3欄の(a)(iii) に対応する口内にチェックを入れた場合には、日本国内における出願人の住所(居所)を記載してください。
- (ii)欄は、第3欄の(a)(iv)に対応する□内にチェックを入れた場合には、日本国内における出願人の営業所の住所を記載してください。
- (6) 4 :「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE:代理人(選任する場合)」
 「規則3、規則9(4)(a)(iii)]
 - ①出願人が、国際事務局に対する代理人の選任を希望する場合には、選任する代理 人の氏名(名称)、住所(居所)及びEメールアドレスをこの欄に記載してください。
 - ②代理権を証明する書面(委任状等)を提出する必要はありません。
 - ③代理人は1名のみ選任することができます。複数の代理人を記載した場合でも、筆頭の1名のみが代理人とみなされ、国際登録簿にその旨記録されます。[規則3(1)(b)]
 - ④代理人の氏名を、「姓→名」の順にローマ字で記載してください。 また、代理人が法人の場合は、その名称をローマ字に置き換えて、音訳又は英語へ 翻訳して記載してください。
 - ⑤代理人について記載するときは、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」及び「法定代理人」等の記載はできません。
 - ⑥国際事務局からの通知は、代理人が選任された場合には、原則、当該代理人に送付されます。 [規則3(5)(b)]
 - ⑦代理人を選任するときは、その代理人のEメールアドレスを記載してください。 国際事務局からの通信の電子的な受領の詳細については、本章第1節3. (4)(c)を 御参照ください。
- (7) **5** :「BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION :基礎出願又は基礎登録」 [議3条(1)]
 - (1)BASIC APPLICATION (基礎出願) に基づき国際登録出願を行う場合
 - (a) 国際登録出願の基礎となる商標登録出願又は防護標章登録出願のApplication number(出願番号)及びApplication date(出願日)を記載してください。
 - (b)Application numberは、「2024-000001」のように出願番号を記載してください。
 - ※出願番号の下6桁の頭字が「0」(例えば、「2024-012345」)の場合、当該「0」を 省略することなく6桁表記としてください。

- (c)また、その基礎とした商標登録出願又は防護標章登録出願が2以上ある場合は、 出願日が**最先のもの**を記載し、残りは「CONTINUATION SHEET」に第5欄の全 ての項目及び必要事項を記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使 用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、連続用 紙があることを示してください。
- ②BASIC REGISTRATION(基礎登録)に基づき国際登録出願を行う場合
 - (a)国際登録出願の基礎となる商標登録又は防護標章登録のRegistration number (登録番号)及びRegistration date(設定登録日)のみを記載します。
 - 当該商標登録の出願番号及び出願日は記載しないでください。
 - (b)Registration numberは、「4000001」(通常)、「4000001/01」(防護)及び「4000001-1」(分割)「4000001-22」(複数分割)のように記載してください。
 - (c)基礎とした商標登録又は防護標章登録が2以上ある場合は、登録日が**最先のも** のを記載し、残りは「CONTINUATION SHEET」に第5欄の全ての項目及び必要 事項を記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、連続用紙があることを示してください。
- ③年月日(dd/mm/yyyy)の記載

年月日は、西暦及びグレゴリー暦により、出願日又は登録日を「日/月/年」の順に記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュ「/」を付してください。

【例】 令和6年9月18日 → 「18/09/2024」

- (8) **6**:「PRIORITY CLAIMED:優先権の主張」 [議4条(2)、規則9(4)(a)(iv)]
 - ①パリ条約による優先権を主張する場合(<u>第1国の出願日より6ヶ月以内まで主張可</u>)には、□内にチェックを入れてください。
 - ②「Office of earlier filing」欄には、優先権に係る最初の出願の国又は政府間機関名を英語により記載してください。
 - ③「Number of earlier filing (if available)」欄には、入手可能であれば優先権に係る最初の出願の番号を英数字により記載してください。
 - ④「Date of earlier filing」欄には、優先権に係る最初の出願のうち最先の出願日を上記(7) ③の記述と同様に「日/月/年」の順に記載してください。
 - ⑤「If the earlier filing does not relate to all the goods and services listed in item 10, indicate in the space provided below the goods and services to which it does relate」の下部には、

優先権の主張に係る商品(役務)が第10欄に記載した商品(役務)の一部のみを対象とするものである場合に、当該優先権主張に係る商品(役務)を記載してください。

- ⑥複数の優先権を主張する場合は、最先の出願日のものを記載し、その他の出願については第6欄の全ての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、□内にチェックを入れてください。
- (7)なお、優先権証明書(優先権の主張に係る最初の出願の写し)の提出は不要です。
- (9) **7** :「THE MARK:標章」

[規則9(4)(a)(v)]

国際登録を受けようとする標章は、次の要領により第7欄「THE MARK」(以下「標章記載欄」という。)に記載してください。

- ①「(a)Place the representation of the mark as it appears in the basic application or basic registration in the square below.」は、正方形の標章記載欄(a)に、国際登録を受けようとする基礎出願又は基礎登録に係る商標と同一の標章を記載してください。
 ※日本を本国官庁とする場合、音声ファイルや動画ファイルなどのデジタルファイルを添付することはできません。
- ②基礎出願又は基礎登録の標章が白黒である場合には、この標章記載欄にも同一の白黒の標章を記載してください。
- ③基礎出願又は基礎登録の標章がカラーの場合には、この標章記載欄にも同一のカラーの標章を記載してください。
- ④標章の大きさは、**20cm平方**の標章記載欄に収まるように記載してください。背景色は 白とし、20cm平方の枠が消えないように御注意ください。
- ⑤標章は、国際登録、国際公報、指定通報のために十分鮮明でなければなりません。
- ⑥基礎出願又は基礎登録に係る商標が、動き商標、ホログラム商標、立体商標、色彩の みからなる商標又は位置商標であって、当該商標が異なる2以上の図によって記載 されているときは、各図を同一縮尺で標章記載欄(a)に記載してください。
- ⑦基礎出願又は基礎登録が、音商標であって、当該商標が商標登録出願の際に2以上 の商標記載欄を設けて記載されているときは、当該商標全体を標章記載欄の中に記載してください。
- ⑧動き商標、ホログラム商標、立体商標、色彩のみからなる商標又は位置商標を写真に

よって記載するときは、次の要領によります。

- (a)写真の大きさは、20cm平方以内とし、基礎出願又は基礎登録で記載した標章と同じ写真を用いてください。
- (b)写真は、標章記載欄に容易に離脱しないように貼り付けてください。
- (c)写真は折らないでください。
- (d)基礎出願又は基礎登録で記載した立体商標が、異なる2以上の方向から表示した写真によって記載されているときは、各写真を同一縮尺で記載し、全体の大きさは、20cm平方の標章記載欄内に、それぞれの写真が重ならないように表示してください。
- ⑨基礎出願が標準文字の場合、主張のないフォント(一般的な装飾のないゴシック体等)で記載された標章は同一の範囲内と認められます。太字・イタリックは不可です。
- ⑩「(b) □ The applicant declares that the mark is to be considered as a mark in standard characters」は、(b)欄の□内にチェックを入れることにより、出願人は、本標章が標準文字による標章とすることを宣言することができます。ラテン文字若しくはアラビア数字以外の特殊文字又は図形的要素を含む標章は、標準文字とはみなされません。

なお、本欄への記載は任意であり、指定締約国において標準文字としての扱いを 希望する場合は、基礎出願又は基礎登録における標準文字の主張の有無に関わり なく本欄へ記載することができます。

「規則9(4)(a)(vi)]

①「(c) □ The mark consists exclusively of a color or a combination of colors as such, without any figurative element: 本標章は図形要素を含まず、色彩のみ又は色彩のみの組み合わせにより構成されている」

この欄は、標章が**図形的要素を含まず**、色彩のみで構成されている場合に□内にチェックを入れてください。日本国を本国とする出願の場合には、基礎出願又は基礎登録の商標のタイプが「色彩のみからなる商標」である場合にのみ、本欄にチェックを入れてください。

「規則9(4)(a)(viiの2)]

(10) 8 :「COLOR(S) CLAIMED: 色彩に係る主張」

次の場合に、色彩に係る主張を記載します。

- 基礎出願又は基礎登録において標章の特徴として色彩が主張されている場合、又は、
- 基礎出願又は基礎登録において標章の特徴として色彩が主張されていないときであっても、出願人が国際出願において標章の識別性ある特徴として色彩を主張することを希望する場合(標章記載欄の標章が白黒(グレーを含む)である場合でも、色彩の主張は可能です)。

[議3条(3)、規則9(4)(a)(v)(vii)、規則9(4)(b)(iv)]

なお、色彩のみからなる商標について、商標登録の査定がなされた商標を基礎とする国際登録出願については、その基礎出願又は基礎登録は、規則9(5)(d)(v)に言及された「標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき」に該当するため、原則として、基礎出願又は基礎登録において「商標の詳細な説明」中の色彩に係る主張と同一の内容の主張が、当該欄に記載されていなければなりません。

一方、商標登録の査定がなされていない商標出願を基礎として国際登録出願を行う場合は、原則として、商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明と同一の内容が「第9欄 (e)(i) Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable:基礎出願又は基礎登録に含まれる標章の記述」に記載されていなければなりません。出願人が希望する場合には、第8欄の「COLOR(S) C LAIMED:色彩に係る主張」にも記載することができます。

「商標審査便覧A2.04及びA2.08]

①「(a)□ The applicant claims color as a distinctive feature of the mark.: 出願人は標章の特徴として色彩を主張する」

標章の特徴として色彩を主張する場合に口内にチェックを入れてください。

- ②「Color or combination of colors claimed:主張に係る色彩又はその組み合わせ」 この欄は、色彩に係る主張の口内にチェックを入れた場合は必ず記載しなけれ ばならないため、基礎出願又は基礎登録における標章に使われている色彩を記載 してください。
- ③「(b) Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color (as it may be required for certain designations): 色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示(特定の指定締約国が求める場合)」

この欄には、色彩の主張に係る標章の主要部分の色彩の説明、すなわち、色彩の名称及び当該色彩が使われている標章の部分を記載します(米国等の指定締約国では、当該記載を求める場合があります。 [規則9(4)(b)(iv)]

(11) 9 :「MISCELLANEOUS INDICATIONS: その他の表示」

「その他の表示」は、一度国際登録簿に記録されると、その後(事後指定時等に)修正・ 削除をすることができない点にご注意ください。

①「(a) Transliteration of the mark (this information is compulsory where the mark consists of or contains matter in characters other than Latin characters, or numerals other than Arabic or Roman numerals):標章の音訳(標章がラテン文字以外の文字、又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字で構成されている、又は含んでいる場合には、この情報の記載は必須です):

この欄は、標章がラテン文字以外の文字、又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字で構成されている、又は含んでいる場合(漢字・ひらがなカタカナを

含む標章等はこれに該当します)には、それらの文字のラテン文字又はアラビア数への音訳を記載しなければなりません。この場合、音訳の記載は英語の発音に従い、ラテン文字によって記載する必要があります。 [規則9(4)(a)(xii)]

②「(b) Translation of the mark (as it may be required for certain designations):標章の翻訳(特定の指定締約国が求める場合)」

特定の指定締約国等が求める場合には、標章が翻訳できる言語で構成されている、 又は翻訳できる言語を含むときは、英語、仏語又はスペイン語、若しくは3つの言語へ の翻訳を記載することができます。 [規則9(4)(b)(iii)]

シンガポール、米国を指定して、標章が英語本来の意味合いを持たない場合は、 第9欄(c)にチェックを入れる場合を除き、記載する方が望ましいです。

③「(c) The words contained in the mark have no meaning (and therefore cannot be translated):標章に含まれている文字が意味をもたない造語を含む(それゆえ翻訳できない)」

標章に含まれている文字が意味をもたない造語である旨を表明する場合には、□ 内にチェックを入れてください。(本欄は、特定の締約国(シンガポール及び米国)から 意味をもたない造語に対して、翻訳を求める暫定的拒絶通報が発出されているのを回 避することを目的に設置されました。ただし、当該国官庁は本欄に記載があっても、疑 義等がある場合は暫定的拒絶通報を発出できます。)

④「(d) Where applicable, check the relevant box(es) below: 該当する場合は、以下のボックスをチェックする」

標章が、

- 「Three-dimensional mark (立体標章)」、
- ・ 「Sound mark (音響標章)」又は、
- ・「Collective mark, certification mark or guarantee mark (団体標章、証明標章又は 保証標章)」である場合、該当する□内にチェックを入れてください。

日本国を本国とする出願のときは、基礎出願又は基礎登録が立体商標である場合には「Three-dimensional mark」の欄に、基礎出願又は基礎登録が音商標である場合には「Sound mark」の欄に、基礎出願又は基礎登録が団体商標又は地域団体商標である場合には「Collective mark, certification mark or guarantee mark」欄に、それぞれチェックを入れてください。

[規則9(4)(a)(viii)~(x)]

⑤「(e)(i) Description of the mark contained in the basic application or basic registration, where applicable (only use this item if the Office of origin requires to include this description in the international application for the purposes of item 13(a)(ii) of this form):基礎出願又は基礎登録に含まれる標章の記述(本国官庁が、第13欄(a)(ii)に記載の目的で、国際出願に本欄の記述を含めることを要求する場合にのみ使用する)」基礎出願又は基礎登録に言語による標章についての記述が含まれている場合で

あって、本国官庁がその記載を含めることを求めるときに、基礎出願又は基礎登録 に含まれる標章の記述と同一の内容を、当該欄に英語で記載します。

[規則9(4)(a)(xi)]

動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、立体商標又は位置商標を基礎登録又は基礎出願として国際登録出願を行う場合は、原則として、商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明について商標の詳細な説明(音商標及び立体商標については記載がある場合のみ)と同一の内容が当該欄に記載されていなければなりません。

ただし、色彩のみからなる商標について、商標登録の査定がなされた商標を基礎とする国際登録出願については、その基礎出願又は基礎登録は、規則9(5)(d)(V)に言及された「標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき」に該当することから、原則として、第8欄の「COLOR(S) CLAIMED:色彩に係る主張」に記載されていなければなりません(出願人が希望する場合、「第9欄(e)(ii)Voluntary description of the mark」にも記載することができます)。

「商標審査便覧A2.08]

⑥「(e)(ii) Voluntary description of the mark (any description of the mark by words, including the description contained in the basic application or registration, if you were not required to provide this description in item (e)(i) above):任意の標章の記述(文字によるあらゆる標章の記述、本欄(e)(i)の記述を要求されていない場合には基礎出願又は基礎登録に含まれる記述も含む)」

基礎出願又は基礎登録に言語による標章についての記述が含まれているか否かにかかわらず、出願人が国際出願に任意の標章の記述を含めることを希望するときは、当該欄に英語で記載します。

- ⑦「(f) Verbal elements of the mark (where applicable):標章の言語要素(該当するとき)」 国際事務局が案件特定のために付与する標章の言語要素について、出願人は自己の認識する言語要素について記載することができます。(国際事務局では、第7欄の標章の重要な言語要素を取り出し、案件特定のためにMadrid Monitorや通報において記載します。標章が装飾した文字である場合や標章に多くの文字要素が含まれる場合等は、国際事務局が出願人の認識する言語要素と相違するものを記載してしまう恐れがありますので、標章の重要な言語要素を記載することを推奨します。)
- ⑧「(g) The applicant wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark : 出願人は標章の次の要素について保護の放棄を希望する」

本規定は任意規定であり、希望する場合は記載してください。基礎出願又は基礎登録に権利不要求の主張がなくても記載できますが、一部の指定国だけに主張することはできません。 [規則9(4)(b)(v)]

(12) 10:「GOODS AND SERVICES 商品及び役務」

この欄は次の要領により記載してください。

①「(a) List below the class(es) and goods and services to be covered by the international registration: 国際登録を求める商品及び役務を以下に示す」

国際登録を求める商品(役務)は、「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」(ニース協定)に基づく国際分類(ニース分類)(現在第12-2024版)に従い、商品(役務)の内容及び範囲を明確に理解することができる英語表示を記載してください。ニース分類の改訂により、国際登録出願に記載する商品(役務)の区分が基礎出願又は基礎登録と異なる(基礎出願又は基礎登録の分類がニース分類の現在の版より古い、若しくは日本分類である)場合は、国際登録出願時に有効な国際分類に従ってください。

- ②「Class」は、上記国際分類に基づく類を記載し、2以上指定する場合は、類の番号順に記載してください。
- ③「Goods and Services」は、その類に属する商品(役務)を1商品ごとにセミコロン(;)で区切って記載してください。フォントは、Courier New 又は Times New Roman、サイズ 12pt以上としてください。下線は付さないでください。
- ④「(b)The applicant wishes to limit the list of goods and services in respect of one or more designations, as follows: 出願人は次の指定締約国に関し、商品又は役務を限定する」

締約国において、保護を求める類又は商品(役務)を限定する場合に使用し、限定を求める締約国名及び当該締約国で限定した類又は商品(役務)を記載してください。

ただし、**限定した商品(役務)は、第10欄(a)の保護を求める商品(役務)の範囲内でなければなりません**。 [規則9(4)(a)(xiii)]

- ⑤本記載欄が不足し、連続用紙を使用する場合は□内にチェックを入れてください。
- ⑥国際登録を求める商品(役務)((b)欄の限定した商品(役務)を含む)は、**基礎出願又** は基礎登録の商品(役務)の範囲と実質的に同一又はその範囲内でなければなりません。

商品(役務)毎に、基礎出願又は基礎登録の商品(役務)との関係を確認の上記載してください。

- (13) 11 :「DESIGNATIONS: 指定締約国ルには、
 - ① 標章の保護を求める指定締約国の口内にチェックを入れてください。

- ②新規締約国で、国コード・国名が記載されていない場合には「CONTINUATION SHEET」に11欄を設け、「Others: 国名」のように記載してください。「CONTINUATION SHEET」を使用する場合には、「see CONTINUATION SHEET」のような記載をして、連続用紙があることを示してください。
- ③日本国を指定(自国指定)することはできません。

[議3条の2]

- ④なお、締約国を追加することは国際登録の後に「事後指定」(詳細は、本テキスト第4章第4節「事後指定」参照。)の手続により行うことができます。
- ⑤欧州連合を指定締約国とする場合、欧州連合の公用語(仏語、独語、イタリア語、スペイン語)から第二言語を一つ選択しなければなりません。
- ⑥米国を指定締約国とする場合、国際事務局の公式様式「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】に必要事項を記載し、願書と同時に提出しなければなりません。
- (14) **12**:「SIGNATURE OF THE APPLICANT AND/OR THEIR REPRESENTATIVE: 出願人又は代理人の署名」

2020年12月28日以降、本欄の署名/押印が不要になりました1(本欄は空欄で構いません)。

(15) 13 :「CERTIFICATION AND SIGNATURE OF THE INTERNATIONAL APPLICATION BY THE OFFICE OF ORIGIN:本国官庁による国際出願の証明及び署名」

この欄は、本国官庁(日本国特許庁)が国際登録出願の証明及び署名のために使用します。

- (16)「METHOD OF PAYMENT: 支払方法」
 - (a)「INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT AT WIPO: WIPO 当座口座引き落としの指示!

この欄は、出願人が国際事務局に口座を開設しており、その口座から手数料の必要な額を引き落とす場合は、口内にチェックを入れ、かつ、

- ・ 「Holder of the account: 口座の名義人」
- 「Account number: 口座番号」
- 「Identity of the party giving the instructions: 口座引き落とし指示者」

¹ 令和2年12月28日付「特許庁関係手続における押印の見直しについて」 (https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html)

をそれぞれ記載してください。

- (注)なお、この(a)欄にチェックを入れた場合、以下の(b)欄の記載は不要です。
 - (b)「BANK OR POSTAL TRANSFER: 銀行または郵便での送金」
 - ①「Identity of the party effecting the payment : 支払を行う当事者の身元」欄では、上記手数料を支払う者(出願人、代理人等)の氏名(名称)を記載してください。
 - (注)国際事務局が手数料不足と判断した場合、又は出願が放棄され、あるいは取り下げられ、手数料の全額又は一部を返却すると判断した場合、国際事務局が通知を行うのは、この支払を行う当事者になります。したがって、誰が手数料を支払うのか識別できることが必要です。
 - ②次に、支払方法の区分に従い該当個所の口内にチェックを入れ(次の二つの支払い方法の内どちらか)、かつ、右欄に必要事項を記載してください。

「Payment received and acknowledged by WIPO: WIPOにより受領・確認された支払」欄

支払に対して既にWIPOにより受領書を受け取っている場合には、受領書の番号を記載してください。

「Payment made to WIPO bank account: WIPO銀行口座への支払」欄「Payment identification(支払の特定)」欄は、銀行振込の際に銀行から付与される番号を記載しますが、銀行により番号が付与されない場合等は記載を必要としません。

また、年月日欄(dd/mm/yyyy)には送金依頼日を記載してください。 ※「日/月/年」の順で記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア 数字で記載してください。

- (注)外国送金依頼書等で国際事務局へ手数料を支払う時は常に、「受取人への連絡事項欄」に下記の情報を記載してください。
 - ・ 送金目的(マドプロ出願)
 - *国際事務局は二文字コード「EN」と記載することを推奨しています
 - 基礎登録(出願)の番号(1つのみ)
 - ・ 出願人の氏名又は名称(1名のみ)
 - ・ 商標名(文字商標の場合) (詳細は、本テキスト第5章第2節7. 「外国送金における留意点」を参照 してください)

手数料計算シートに記載した手数料の満額が国際事務局の口座に入金されるよう、振込みを行ってください。また、国際事務局に支払う手数料

の外国送金に際しては、振込先(国際事務局)銀行分の手数料の支払いは不要ですが、手続銀行における外国送金手数料の他、国際事務局の口座に振り込まれるまでの中継銀行における手数料は振込者(出願人あるいは代理人)の負担となります。詳細は、御利用になる金融機関にお問い合わせください。

なお、「Payment made to WIPO postal account: WIPO郵便口座への支払」は、欧州圏内のみ利用可能となり、日本からの振込みには利用できませんので御注意ください。

(17)「FEE CALCULATION SHEET:手数料計算シート」

国際登録出願に関連して、国際事務局に支払わなければならない手数料の支払方法及び支払額を記載する手数料計算シートです。

METHOD OF PAYMENT (a) 「INSTRUCTIONS TO DEBIT FROM A CURRENT ACCOUNT欄にチェックを入れた場合、当欄の記載は不要です。

「AMOUNT OF FEES: 手数料の総額」

①「Basic fee: 基本手数料」には、

- 標章の複製が白黒(グレーを含む)である場合、第8欄「COLOR(S) CLAIMED: 色彩に係る主張」の有無にかかわらず、653(スイスフラン)を記載 してください。
- ・ 標章の複製が色彩を有する場合、第8欄「COLOR(S) CLAIMED: 色彩に係る主張」の有無にかかわらず、903(スイスフラン)を記載してください。
- ②「Complementary fees:付加手数料」には、 付加手数料が適用される「指定国の数」に「付加手数料の100(スイスフラン)」を乗 じた額を記載してください。
- ③「Supplementary fees: 追加手数料」には、

追加手数料が適用される指定国が含まれる場合、第10欄(a)のメイン・リストに指定した商品(役務)の区分が3を超える場合には、「3を超える商品及び役務の区分の数」に「追加手数料の100(スイスフラン)」を乗じた額を記載してください。

(注)追加手数料は、個別手数料とは異なり、全ての指定締約国に対して商品 (役務)の区分の数が限定されているとしても、**限定された区分の数ではなく、** 第10欄(a)のメイン・リストに指定した商品(役務)の区分数に応じて計算します。

④「Individual fees: 個別手数料には、

付加手数料及び追加手数料に代えて、「個別手数料」の受領を宣言している締約国を指定する場合には、締約国の名称及び締約国ごとに定められている個別手数料の額(スイスフラン)を記載してください。締約国に対して商品(役務)の区分の数が限定されている場合には、限定された区分の数に応じて、指定締約国毎に個

別手数料を計算します。

※個別手数料は為替の変動・料金改定等により随時変わります。

個別手数料に関する情報は、国際事務局が発行する公報で公表するとともにWIPOのホームページ(*)に掲載されていますので御確認ください。

(https://www.wipo.int/en/web/madrid-system/fees/ind_taxes)

⇒国際登録出願に関して支払うべき手数料の額は、本国官庁の受理日に有効な手数料が適用された額となります。 [規則34(7)]

また、WIPO ホームページに手数料計算を行うためのツール(Fee Calculator)が掲載されていますので、手数料計算を行う際には併せて御利用ください。(https://madrid.wipo.int/feecalcapp/)

⑤「Total individual fees」の欄に個別手数料の合計を、「GRAND TOTAL」の欄に 総合計額をそれぞれ記載してください。

第3節 標章を使用する意思の宣言書 【MM18】の作成

1. 提出時期

米国を指定締約国とする場合は、願書【MM2】と同時に「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】を提出することが必要です。

なお、米国やフィリピン等の一部の指定締約国で保護が認められた後も、**保護を維持するために、証拠等を添付した「標章の使用に関する宣言書」等を、定期的に、各締約国官庁へ提出しなければならない**という情報がありますので注意が必要です。

参考:「特定の締約国における標章の使用等にかかる要件(参考訳)」

(https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/shiyou_youken.html) ※下記のサイトも参照して最新情報を御確認ください。

Madrid Member Profiles Databases

(https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/selectmember)

2. 「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】の記載要領

- (1)「Signature: 署名」には、出願人が署名します。法人の場合は代表権者が署名します。 署名は、手書き、印刷、スタンプ、タイプ打ちのいずれでも構いません。
- (2)「Date of execution (dd/mm/yyyy): 署名日」には、署名者が署名した日を「日/月/年」の順に記載し、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュ「/」を付してください。
- (3)「Signatory's Name (Printed):署名者の名前」には、署名者の氏名をアルファベットでタイプ打ちします。
- (4)「Signatory's Title:署名者の肩書き」には、署名者の肩書きを英語でタイプ打ちします。なお、法人であれば署名者の肩書きを「President」,「General manager」のように記載し、自然人であれば「Applicant」と記載します。
- (5) 「INFORMATION REQUIRED BY THE INTERNATIONAL BUREAU (国際事務局により要求される情報)」欄

本国官庁は、国際登録の願書【MM2】と「標章を使用する意思の宣言書」【MM18】 を一緒に国際事務局へ送付しますので、この欄は記載する必要がありません。ただ し、当該ページも破棄せずに提出してください。

- (6)国際登録出願に出願人が2名以上いる場合、出願人毎にMM18を提出する必要はなく、出願人を代表して1人の出願人が署名したMM18の提出で問題ありません。
- (7)写しの提出も認められます。

3. 「宣言書」に関する国際事務局の取扱いについて

- (1) 国際事務局が米国を指定する国際登録出願を受理した時に、標章を使用する意思の宣言書が添付されていない場合、又は必要条件を満たしていない場合(例えば、署名がされていない、署名日の未記入、前回使用したMM18のコピー等)、国際事務局は速やかに出願人と本国官庁に通報します。 [規則11(6)(a)]
- (2)本国官庁の国際登録出願の願書受理日より2ヶ月以内に、欠落していた、又は訂正された宣言書が国際事務局により受理された場合、標章を使用する意思の宣言書は、国際登録出願の願書と同時に受理されたものとみなされます。

なお、欠落していた、又は訂正された宣言書が、この2ヶ月の間に国際事務局により受け取られない場合、その国際登録出願は米国を指定国としないものとされ、国際事務局は請求により米国分の指定料を払い戻します。 「規則 11(6)(b)(c)]

第4節 優先順位の主張 【MM17】の作成

1. 「優先順位の主張」の手続等

(1)手続

欧州連合を指定締約国とする国際登録出願の場合で、欧州連合の加盟国内において自己の名をもって既に登録されている商品(役務)と同一若しくはそれらを含む商品(役務)について、同一の標章を国際登録出願する時に、先の商標登録の優先順位を主張する場合は、願書【MM2】と同時に「優先順位の主張」【MM17】を提出します。

(2)国際事務局へ支払う手数料: 免除

(3) 効果

先の商標が放棄又は期間満了により消滅した場合(先の商標が取消又は無効となった場合を除く)においても、当該欧州連合商標の所有者は、先の商標が存続している場合と同一の権利を保有するものと見なされます。

(4)国際登録簿への記録

【MM2】と同時に申請された優先順位の主張は、国際登録簿へ記録されます。 優先順位の主張については、欧州連合知的財産庁(EUIPO)で審査が行われます。 審査の結果、主張が認められた場合は、国際登録簿に既に記録された事項に変更がないため、EUIPOから国際事務局へは通報されません。しかし、主張が認められない場合には、国際登録簿及び公報における公表に修正があるため、EUIPOから国際事務局へ通報され、記録されます。

2. 作成要領

- (1)同一国で複数件登録がある場合は、登録番号毎に作成します。
- (2)領域内に構成国が複数国ある場合は、各国毎に作成します。